

# 札幌市乗合バス路線維持対策要綱

(平成21年11月24日市長決裁)

最近改正 令和3年11月12日

(目的)

第1条 この要綱は、市民生活に欠かすことのできない市内バス路線について、その確保に係る基本的な事項を定め、もって市内バス路線の安定的な維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) バス路線

第4号に掲げる乗合バス事業者が運行するバス路線のうち、高速バス、定期観光バス及び限定バス（「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度の全部改正について」（平成13年12月5日国自旅第118号国土交通省自動車交通局長通達）に定める高速バス、定期観光バス及び限定バスをいう。）を除くものをいう。

(2) 系統

バス路線を構成する、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条に規定する許可を受けて運行する系統をいう。

(3) 路線

法第15条の2の規定に基づく休止又は廃止の手続きの対象となるバス路線をいう。

(4) 乗合バス事業者

法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(5) 審査会

札幌市附属機関設置条例第2条第1項の規定に基づき設置された札幌市乗合バス路線維持審査会をいう。

(6) 石狩協議会

「地域住民の生活交通の確保に関する地域協議会の枠組みに関する国土交通省と

しての考え方について」(平成21年12月18日国自旅第221号国土交通省自動車交通局旅客課長通知)に定める地域協議会として、石狩振興局管内における生活交通の確保を図るために設置された石狩地域生活交通確保対策協議会をいう。

#### (7) 輸送量

別表に定める式により、系統ごとに算出された数値をいう。

#### (維持対象系統の要件)

第3条 この要綱において維持の対象とする系統(以下「維持対象系統」という。)は、別に定める札幌市乗合バス路線維持対象系統等審査基準(以下「審査基準」という。)により、その維持の必要性を市長が認めたものであって、審査会の承認を受けたものとする。

#### (維持対象系統の運行に係る補助)

第4条 乗合バス事業者は、第3条に規定する維持対象系統が別に定める要件を満たすときは、当該系統の運行に係る経費の一部について、市長に補助金の交付を申請することができる。

#### (路線休廃止の申出時における路線維持必要性の判断)

第5条 乗合バス事業者から、市長又は石狩協議会等に対し、札幌市域内の路線の休止又は廃止(以下「路線廃止等」という。)の意思が表明されたときは、市長は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす路線(以下「対象路線」という。)のうち、路線を維持しなければ市民の日常生活に大きな支障が生じると市長が認めるものについて、当該表明を行った乗合バス事業者(以下「申出者」という。)を除く石狩協議会の構成員である乗合バス事業者に対し、当該路線運行の継承について、意向の確認を行うものとする。

(1) 路線廃止等について、当該路線沿線の住民等の同意が得られていないこと。

(2) 路線の停留所が市街化区域内の住居及び公共的施設の建築が制限されている区域以外にあること。

(3) 次のいずれかに該当する停留所が複数あること。

ア 次の要件をすべて満たす停留所。

(ア) 軌道系交通機関(JR線及び地下鉄)の駅を中心とする半径750mの範囲内にないこと。

(イ) 路面電車の停留場を中心とする半径300mの範囲内にないこと。

(ウ) 路線以外のバス路線の停留所を中心とする半径 500m の範囲内にないこと。

イ ア以外の停留所であって、路線にある停留所から路線を有する系統の起終点間にある停留所へ移動する場合に、路線以外の公共交通を利用することで、路線を利用するときと比較して大幅に上回る料金及び時間を要することとなる停留所。

2 市長は、前項の規定による判断を行うときは、審査会の意見を聞くものとする。

(後継運行者がいない場合の代替交通の確保)

第 6 条 前条の規定による意向確認の結果、当該路線の運行を継承する乗合バス事業者がいなるときは、市長は、別に定めるところにより、代替交通を確保する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、市内バス路線の維持に関し必要な事項は、まちづくり政策局都市計画担当局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 11 月 24 日から施行する。

(遡及適用)

2 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日以降に乗合バス事業者が行った維持対象系統の運行事業についても、遡及して適用する。

附 則 (平成 23 年 3 月 25 日一部改正)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 4 月 5 日一部改正)

この要綱は、平成 24 年 4 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 29 日一部改正)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 11 月 12 日一部改正)

この要綱は、令和 3 年 11 月 12 日から施行する。

(別表)

## 輸送量の算出について

この要綱における輸送量は、以下の式により算出する。

$$\text{輸送量} = \text{平均乗車密度*1} \times \text{運行回数*2}$$

\*1 平均乗車密度

$$= \text{年間運送収入} / \text{平均賃率*3} / \text{実車走行キロ*4}$$

\*2 運行回数

系統ごとの平日1日における運行頻度を、1往復を1回として換算した数値をいう。

\*3 平均賃率

$$= \text{全停留所相互間総運賃額} / \text{全停留所相互間総キロ}$$

\*4 実車走行キロ

乗合バス事業者が、乗客の輸送のためにバス路線を営業運行した総距離をいう。